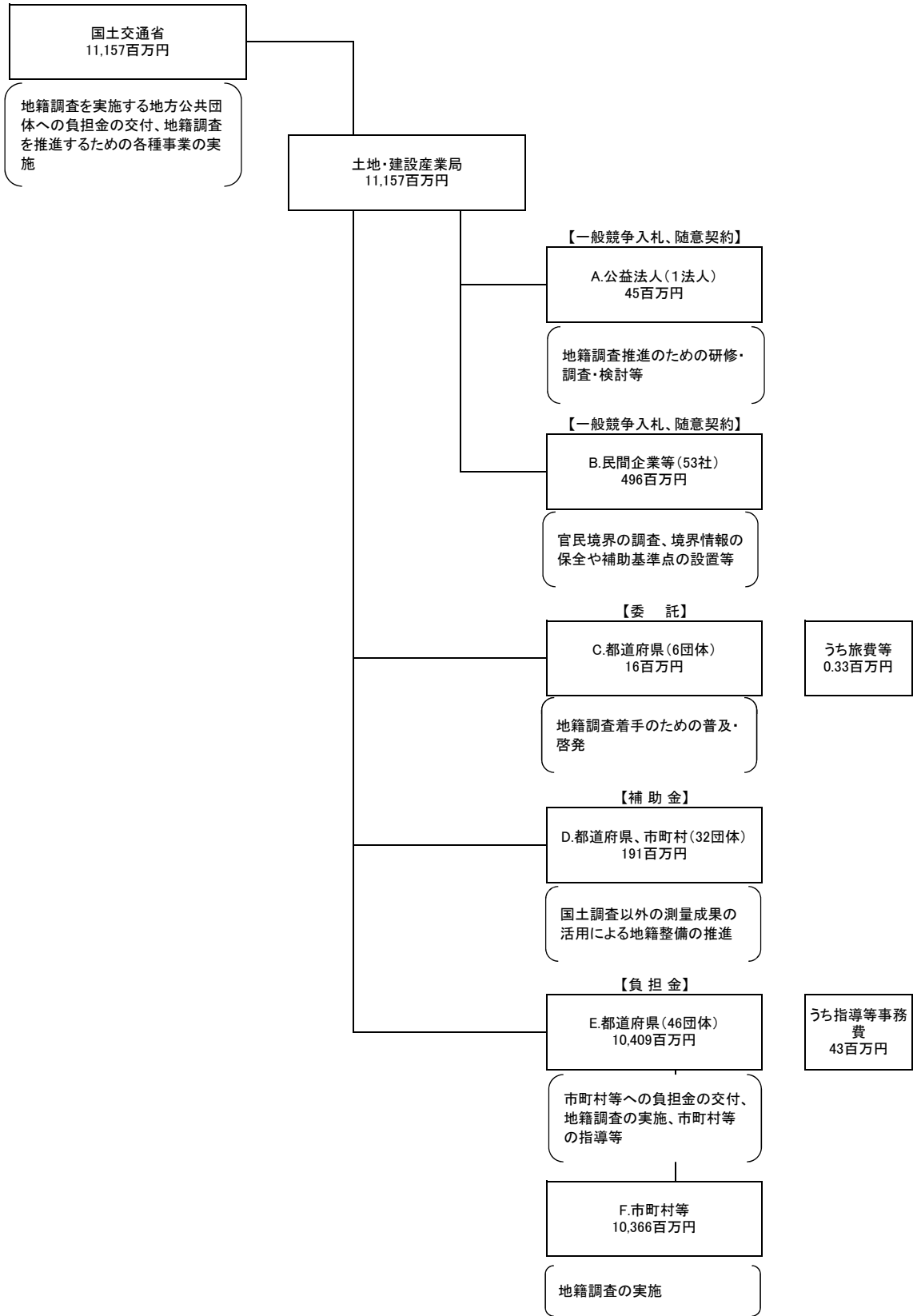


平成25年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	地籍調査	担当部局庁	土地・建設産業局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	S26~	担当課室	地籍整備課	課長 佐藤 勝彦				
会計区分	一般会計	政策・施策名	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 34 地籍の整備等の国土調査を推進する					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国土調査法第2条第1項	関係する計画、通知等	国土調査事業十箇年計画(H22.5.25閣議決定)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>〈背景〉 土地の境界は、自分では分かっていると思っていても、隣地の所有者の理解と同じとは限らない。登記されているとは言え、登記所の地図の約半分は明治時代に作成された公図であり、現地の場合すら不明確となる場合が少なくないことから、土地の取引、都市再生、森林の再生、公共事業の実施、災害復旧に多大な費用を要し、支障となっている。</p> <p>〈目的〉 地籍調査を実施し、一筆毎の地籍(位置、境界、面積、地目等)の明確化を図る。その成果は登記所に送付され、登記所の地図として備え付けられる。明確になった地籍の成果は、災害復旧の迅速化、土地取引の円滑化、土地資産の保全、まちづくりの円滑な推進等に役立つほか、課税や不動産登記行政の基礎資料として活用される。</p>							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>地籍調査は国土調査法等に基づき実施されており、一筆毎の土地の境界、面積等を調査し、その成果を地図及び簿冊に取りまとめるものである。主な実施主体は市町村である。国は国土調査法の規定により、地籍調査を実施する市町村等に対して都道府県を通じて負担金を交付する(市町村が実施する場合の事業費の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)。</p> <p>また、国が地籍調査のための基礎的な情報の調査を行うため、都市部では都市部官民境界基本調査、山村部では山村境界基本調査(いずれも地方負担なし)を実施するなど、地籍調査の促進に向けた各種事業に取り組んでいる。</p>							
実施方法	<p>■直接実施 ■委託・請負 ■補助 ■負担 □交付 □貸付 □その他</p>							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	12,597	12,049	11,727	11,648	12,850	
		補正予算	200	-	1,600			
		繰越し等	79	128	-1,975	2,224		
	計		12,877	12,176	11,351	13,872	12,850	
	執行額		11,896	11,752	11,157			
執行率(%)		92.4%	96.5%	98.3%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (31年度)
	地籍が明確化された土地の面積		成果実績	千km ²	141	142	143	161
			達成度	%	87.6%	88.2%	88.8%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	第6次の「国土調査事業十箇年計画」に基づいて市町村等が地籍調査を行っており、平成31年度までの目標値を16.1万km ² と設定して地籍調査の推進を図る。平成24年度末までに全国で実施された調査面積は14.3万km ² となっている。		活動実績 (当初見込み)	千km ²	141 (161)	142 (161)	143 (161)	— (161)
単位当たりコスト	約17.6万円/ha (事業費ベース)		算出根拠	<p>平成24年度の実績に基づく予算額と調査面積は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績額(地籍調査負担金、国費ベース)：10,409百万円 [事業費は国費ベースの2倍] 調査面積：1.185km² 				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	測量庁費	1,018	1,930	「新しい日本のための優先課題推進枠」943				
	地籍調査等委託費	16	5					
	地籍整備推進調査費補助金	224	224					
	地籍調査費負担金	10,391	10,691					
計	11,648	12,850						

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	地籍調査については、平成22年に閣議決定された第6次国土調査事業十箇年計画に基づき実施しており、調査に要する経費は、国土調査法の規定により国が負担することとされている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	国直轄の都市部官民境界基本調査等では、一般競争入札により支出先を選定しており、競争性が確保されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	地籍調査の成果としてまとめられた地図・簿冊については、登記所に送られ、土地取引の円滑化や被災後の迅速な復旧・復興などに極めて有効である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	【前回の指摘を踏まえた改善点】 取引等の機会をとらえた地籍整備を以下のように進めた。					
	【都市部官民境界調査の実施とその活用】 取引の多い都市部において都市部官民境界基本調査を実施し、この調査成果を活用することにより、経費等を縮減することができ、民間開発の着手の促進等が図られるほか、個々の土地取引の際に作成される精度の高い地図(地積測量図)が蓄積され、将来の地積測量に要する費用と時間の縮減が可能となった。今後においても、南海トラフ巨大地震を始めとした大規模災害の被災想定地域等を中心に、被災後における迅速な復旧・復興を可能とするため、本事業の促進を図る必要がある。					
	【直轄事業の測量成果を利用する仕組み】 平成24年度において、国土交通省の直轄事業に伴う用地測量について、地籍整備へ活用する仕組みを構築したところであるが、さらに、25年度からは、都道府県、関係省庁、独立行政法人の測量成果についても地籍整備へ活用する仕組みを構築し、効率的な地籍整備に取り組んでいる。					
	【地籍調査以外の測量成果を活用する仕組み】 国土調査法には、所定の手続きの下で地籍調査以外の測量成果を地籍調査の成果と同様に扱い、登記所に備え付けることができる仕組みがある。この制度の活用を促進するため、地方公共団体へ補助金を交付する仕組みを平成22年度に創設したところであり、さらに、平成25年度においては、民間事業者に直接補助する仕組みを追加し、制度の活用を促している。					
	今後も取引等の機会をとらえた地籍整備を効率的に進めることができるようにするために、官民境界に関する国直轄調査や民間測量成果の活用を一層図る必要がある。					
外部有識者の所見						
-						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	円滑な事業実施が図られるよう取引の多い都市部に重点化するなど円滑な事業実施が図られるように事業内容を見直すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
執行等改善	都市部において官民境界基本調査を重点に実施するとともに、効率的な地籍整備を推進するため、新たな技術活用を検討するほか、基本調査で得られた成果を多面的に利活用できるような仕組みを検討する。					
備考						
○平成22年度公開プロセス 事業番号18 「地籍調査」 ・評価結果:抜本的改善 ・取りまとめコメント 取引円滑化等の効果が高い都市部を優先する。取引等の機会をとらえた取組みにより効率化ができないか検討。						
○地籍調査webサイト http://www.chiseki.go.jp/index.html						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	132	平成23年	0128	平成24年	0128

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.(社)全国国土調査協会			E.和歌山県		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	測量主任技師、測量技師等	19	負担金	市町村が行う地籍調査に要する経費の負担	1,177
諸経費	諸経費	13	〃	指導等事務費	4
旅費交通費	交通費、宿泊料、日当	13			
計		45	計		1,181
B.多摩測量設計事業協同組合			F.田辺市		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	観測・計算・成果作成・交通費・運搬費	20	委託料	調査に要する委託経費	165
材料費	測量機材	1	需要費	消耗費、印刷製本費、燃料費、修繕費	4
検定費		1	報償費	協力員及び推進委員等に要する謝礼金及び保険料	5
			賃金	臨時職員賃金	2
			その他	旅費、使用料、安全費等	2
計		22	計		178
C.静岡県			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
外部委託	モデル地籍調査の実施	5			
需用費	印刷製本費	2			
計		7	計		0
D.和歌山県			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	2 地籍調査以外の測量に要する経費の補助	25			
計		25	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(社)全国国土調査協会	平成24年度山村境界基本調査に係る監督補助業務等	45	1	91%

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)八州	山村部における官民境界の基礎的な境界情報の調査等	52	4	77%
2	(株)京都インクス	都市部における官民境界の基礎的な境界情報の調査等	42	4	74%
3	(株)日豊	山村部における官民境界の基礎的な境界情報の調査等	28	6	74%
4	多摩測量設計事業協同組合	都市部における官民境界の基礎的な境界情報の調査等	22	14	98%
5	(株)松本コンサルタント	山村部における官民境界の基礎的な境界情報の調査等	15	4	77%
6	(株)新日	街区基準点等の座標補正及び検証測量業務	15	10	56%
7	(株)アップス	山村部における官民境界の基礎的な境界情報の調査等	15	3	58%
8	(株)中庭測量コンサルタント	都市部における官民境界の基礎的な境界情報の調査等	13	3	73%
9	大輝測量(株)	山村部における官民境界の基礎的な境界情報の調査等	13	2	95%
10	三和航測(株)	都市部における官民境界の基礎的な境界情報の調査等	13	12	84%

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	静岡県	地籍調査着手の為の普及・啓発	7	—	—
2	福岡県	地籍調査着手の為の普及・啓発	7	—	—
3	愛知県	地籍調査着手の為の普及・啓発	2	—	—
4	滋賀県	地籍調査着手の為の普及・啓発	0.3	—	—
5	千葉県	地籍調査着手の為の普及・啓発	0.3	—	—
6	新潟県	地籍調査着手の為の普及・啓発	0.0	—	—

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城県	地籍整備推進調査費補助金	25	—	—
2	伊勢崎市	地籍整備推進調査費補助金	25	—	—
3	越谷市	地籍整備推進調査費補助金	19	—	—
4	加須市	地籍整備推進調査費補助金	17	—	—
5	白岡市	地籍整備推進調査費補助金	14	—	—
6	鹿児島市	地籍整備推進調査費補助金	11	—	—
7	結城市	地籍整備推進調査費補助金	10	—	—
8	前橋市	地籍整備推進調査費補助金	1	—	—
9	岡崎市	地籍整備推進調査費補助金	1	—	—
10	八潮市	地籍整備推進調査費補助金	1	—	—

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	和歌山県	市町村等への負担金の交付	1,182	—	—
2	兵庫県	市町村等への負担金の交付	666	—	—
3	熊本県	市町村等への負担金の交付	613	—	—
4	高知県	市町村等への負担金の交付	601	—	—
5	島根県	市町村等への負担金の交付	547	—	—
6	長崎県	市町村等への負担金の交付	510	—	—
7	鳥取県	市町村等への負担金の交付	408	—	—
8	鹿児島県	市町村等への負担金の交付	407	—	—
9	大分県	市町村等への負担金の交付	352	—	—
10	徳島県	市町村等への負担金の交付	342	—	—

F.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	田辺市	地籍調査の実施	178	—	—
2	浜田市	地籍調査の実施	130	—	—
3	有田川町	地籍調査の実施	123	—	—
4	日高川町	地籍調査の実施	118	—	—
5	南島原市	地籍調査の実施	111	—	—
6	紀の川市	地籍調査の実施	101	—	—
7	八代市	地籍調査の実施	88	—	—
8	いの町	地籍調査の実施	74	—	—
9	佐川町	地籍調査の実施	69	—	—
10	対馬市	地籍調査の実施	69	—	—